

上海日本人学校高等部 いじめ防止基本方針 ～生徒が安心して学べる学校へ～

I いじめについて

(1) いじめの定義

—いじめ防止対策推進法 総則 第2条 第3条から—

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に(その者も)在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

以下は、本学校教職員がもつ「いじめ」についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方と大きなかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

- ・「いじめ防止対策推進法」を遵守し、いじめの防止・早期発見・早期対応・アフターケアに努める。
- ・すべての学校生活において、暴力や暴言を排除するよう努める。
- ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ・いじめる生徒に対しては、保護者や関係機関との連携も含め、毅然とした指導を行う。
- ・教職員の言動が、生徒に大きな影響力をもつことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけ、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。
- ・学習等の指導において、過度の競争意識・勝利至上主義に偏ることが生徒のストレスを高め、いじめを誘発する危険について十分理解する。
- ・生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査や個別面談・教育相談を実施し、全教職員の共通理解のもと迅速に対応する。
- ・学校評価アンケート等で広く意見を求める。
- ・「いじめ防止基本方針」は「学校いじめ対策委員会(管理職・教務部・生徒指導部)」が中心となって毎年度末に見直しを行う。

2 いじめ防止等に関する基本理念

「いじめは、いじめを受けた生徒の<教育を受ける権利>を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるもの」との共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校教職員、生徒、保護者および関係諸機関の力を集結してその取り組みを行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等への対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために(未然防止)

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、どの学級や集団にも起こり得る」ことを踏まえ、いじめ問題へのより根本的な克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止が重要である。全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取り組みである。

- ① 生徒に寄り添った生徒指導
- ② 「共感的人間関係」を育てる学年・学級経営の充実
- ③ 授業における学習規律の徹底
- ④ 自治的な生徒会活動の充実
- ⑤ 「自尊感情」が高められる道徳や体験活動等の充実
- ⑥ 「自己実現・自己決定」の喜びを実感できる部活動の運営
- ⑦ 「自己存在感・自己有用感」を獲得できる学校行事の充実
- ⑧ 開発的予防的な生徒指導の取り組み

- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。校内研修を行い、教員の授業力を向上させる。
- ・授業を通して生徒の自己有用感を高め、いじめの未然防止につなげる。
- ・「人権講話」やLHR活動を通して「他人を思いやる心」「人格を尊重しあえる態度」を育成する。
- ・「人権週間」をはじめ「全校集会」などでの生徒の自発的な活動を支援し、「いじめは絶対に許さない」雰囲気を醸成する。
- ・ICT機器を活用した授業で、情報モラル教育を行う。
- ・いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」として囃し立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っているため、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行う。

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識していなければならない。そして、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取り組みである。

- ① 教師と生徒の人間関係づくりによる信頼関係の構築
- ② 教育相談の研修実施による相談活動の充実
- ③ 生活アンケート(いじめに関するアンケート)の実施
- ④ チームサポート体制の確立(該当教員+学年教員+生徒指導担当教員)
- ⑤ 安心が保証されたいじめの相談・通報窓口の提示
- ⑥ いじめ問題に対する研修の充実
- ⑦ インターネットによるいじめに対する対策(ネットモラルに関する講習等)
- ⑧ いじめ重大事態対応協議会の開催

- ・いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、大人では判断しにくい形で行われたりすることが多いので、SHRや授業等教育活動のあらゆる場において、生徒の些細なシグナルを見落とさないように心がける。
- ・LHRや教室掲示などで、いじめについての相談や通報がしやすい環境を作る。
- ・気になる様子を発見したときは、速やかに担任が保護者に連絡し、家庭との連携を図る。
- ・年2回、いじめアンケート(学校生活意識調査)を実施する。
- ・アンケート調査は、記入しやすい環境を整え、真実が明らかになりやすいように実施する。
- ・追跡調査については、いじめ被害者の立場で接し、不安感を払拭するよう努める。また、情報提供があったときは、情報源に迷惑が及ばないように配慮する。
- ・アンケートに「ネット上でのいじめ」の調査項目も設ける。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめの存在が認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して「事情を確認したうえで適切に指導する」等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭への連絡や、事案に応じての関係諸機関との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期発見への取り組みである。

- ① いじめ問題に取り組むための組織 ※別紙参照
- ② いじめへの対応
- ③ 重大事態と判断されるいじめへの対応 ※いじめ防止対策推進法第 28 条に基づいて

【重大事態と判断されるいじめへの対応】

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめにより生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには生徒や保護者から重大事態との申し出があった場合は、以下の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を速やかに管理職に報告する。

イ 当該事案に対処する組織(いじめ重大事態対応協議会)を設置する。

ウ 事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。※情報提供者の憶測や印象をはさまないように最大限注意する。

オ いじめをおこなった生徒・保護者に対して、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他生徒の教育を受ける権利を保障する観点から、自宅謹慎や(犯罪行為に当たる場合は)関係諸機関との連携協力など、毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる生徒達や教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラーの適切な協力を要請する。

① 重大事態の基準

- 1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に(重大な)被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、事案により迅速に対応することが必要である。

② 組織的な取り組み

- 1) 管理職、生徒指導部、教務部、進路指導部および当該生徒の学年主任・学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーで重大事態への対応を協議する。
- 2) 管理職は、文部科学省および在上海日本国総領事館、上海商エクラブ、上海日本人学校運営委員会等と連携を図り、対応を協議する。
- 3) 学校は、いじめの事実関係を正しく把握する。事実確認をする場合、冷静に生徒の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- 4) いじめられている生徒を守り通すという姿勢を明確にし、当該生徒・保護者を安心させるとともに、教師・養護教諭・スクールカウンセラーの誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- 5) 必要に応じて教師が仲介役になり、いじめられた生徒の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- 6) 生徒の変容を図るために、子どもとの今後のかかわり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に

考え、具体的に助言する。

4 いじめの理解

① 具体的ないじめの態様(文科省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

- ・冷やかしかからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ, 集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・学習用品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。
- ・ICT機器で, 誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

② いじめ発見のポイント

** SHR時

- ・遅刻, 欠席が増える。
- ・表情が冴えず, うつむきがちになる。
- ・出席確認の声が小さい。

** 授業開始時

- ・忘れ物が多くなる。
- ・用具, 机椅子等が散乱している。
- ・一人だけ遅れて教室に入る。
- ・席を変えられている。
- ・周囲がなんとなくざわついている。

** 授業中

- ・正しい答えを冷やかされる。
- ・グループ分けて孤立することが多い。
- ・発言に対し, しらけや嘲笑がみられる。
- ・保健室やトイレによく行くようになる。

** 休み時間

- ・一人でいることが多い。
- ・わけもなく階段や廊下等を歩いている。

** 清掃時

- ・目の前にゴミを捨てられる。
- ・サボることが多くなる。
- ・最後まで一人でする。
- ・人のいやがる仕事を一人でする。
- ・机や椅子がポツンと残る。

③ 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から家庭での子どもの様子について, 以下のような相談があったら, いじめられているのではないかと受け止め, 指導に当たる必要がある。

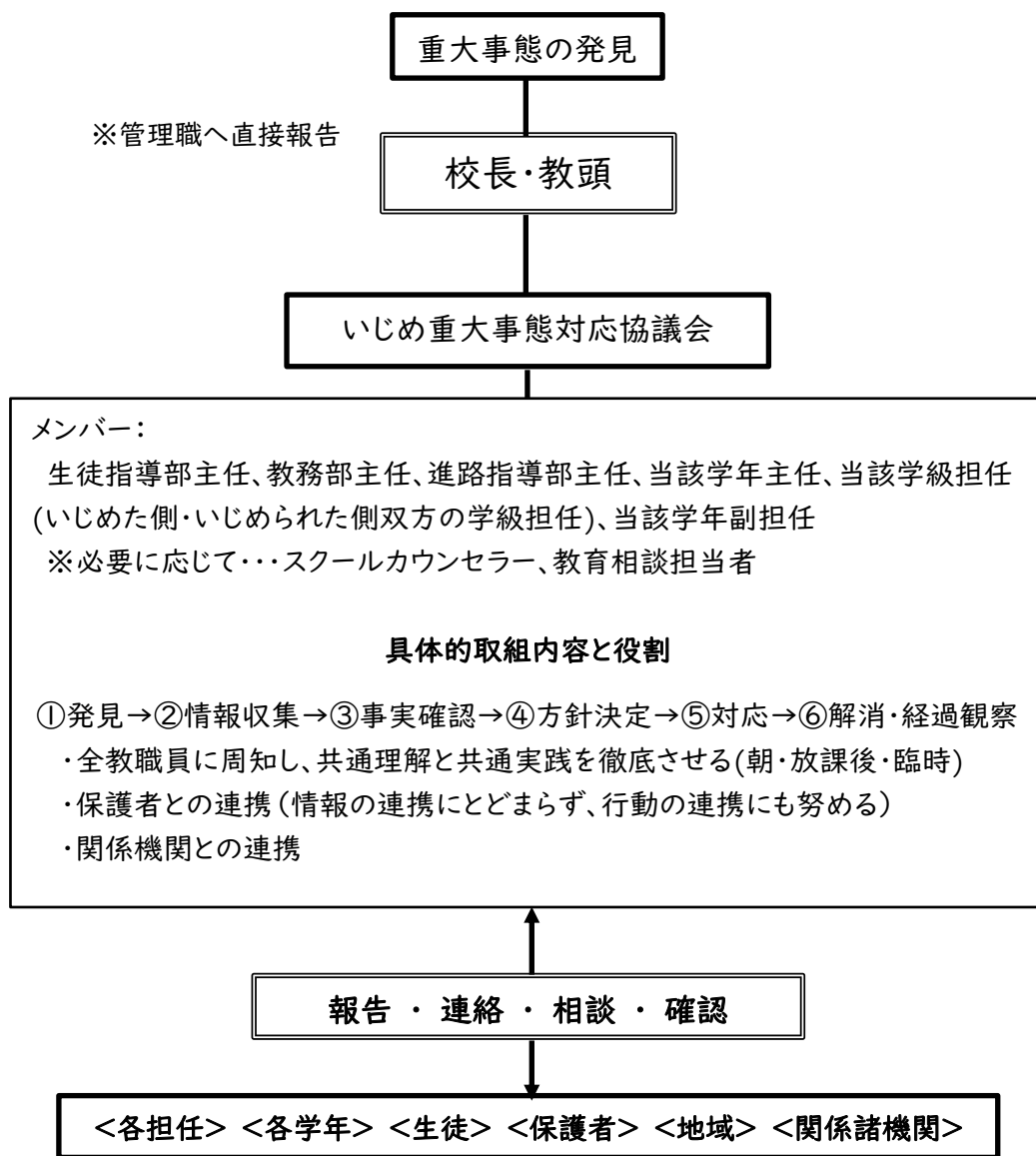
- ・衣類の汚れや破れが見られる, もしくはよくけがをしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)。
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり, 壊されたりしている。

- ・教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで集中力が湧かない。些細なことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

別紙

いじめ発見時の対応組織 「重大事態発生時に学校が組織立てて調査する場合」

※いじめ防止対策推進法 第28条に対応：学校(重大事態発生時)の組織



※重大事態が発覚した時点で「いじめ重大事態対応協議会」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。